神奈川県立公文書館紀要の編集及び発行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立公文書館(以下「当館」という。)が発行する紀要の編集及び発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 紀要の名称は「神奈川県立公文書館紀要」とし、英文名称を「Bulletin of the Kanagawa Prefectural Archives」とする。

(目的)

第3条 紀要は、当館に勤務する職員等が、日々の業務の中で当館の業務や収蔵資料に関する調査研究 を行った成果を、県民及び当館の利用者等に広く公表することを目的として発行するものとする。

(発行)

- 第4条 紀要は、原則として毎年度1回(3月)発行する。
- 2 紀要の発行は、当館ホームページへの掲載及び紙媒体の印刷によるものとする。

(編集委員会)

- 第5条 紀要の編集及び発行に関する業務を行うため、当館に紀要編集委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 2 委員会は、館長、管理企画課長、資料課長並びに紀要の編集及び発行を担当する職員で構成する。
- 3 委員長は、館長又は館長が別に指定する者がこれを務め、会務を総理する。
- 4 委員会は、原稿の内容について執筆者に修正を求めることができる。
- 5 委員会は、受理した原稿の数及び頁数に著しく多寡が生じたときには、各号に掲載する論文等の数 及び頁数を調整することができる。
- 6 原稿の採否は、委員会の審査を経て館長が決定する。

(執筆者)

- 第6条 紀要を執筆できる者は、次の各号のいずれかに該当する職員等とする。
 - (1) 紀要の発行年度に当館に勤務する職員
 - (2) 紀要の発行年度の前年度に当館に勤務していた職員
 - (3) 神奈川県(神奈川県が所管する地方独立行政法人を含む。) の職員で紀要に執筆を希望する職員
 - (4) 館長が執筆を依頼した者
 - (5) 前各号以外の者で、館長が特に認めた者

(原稿)

第7条 原稿の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当館における歴史的公文書等の収集・選別・保存・利用等に関する論文・研究ノート・業務報告等
- (2) 当館収蔵資料に関する論文・研究ノート・資料紹介等
- (3) 当館で実施した催事等に関する記録
- (4) 館長が執筆を依頼した論考等
- 2 前項の原稿は、他の一般公開刊行物に未発表のものとする。ただし、館長が特に認めたときはこの限りでない。
- 3 原稿は、完成原稿に限る。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、紀要の編集及び発行に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。